

多文化共生社会の実現に向けた 保健医療福祉の視点

少子高齢化により労働人口の減少が進む日本において、新たな働き手として現在多くの外国人が労働に従事している。その増加や定住に係る高齢化により、彼ら自身の健康に関するニーズが一層高まっていくことが予想される中、より適切なケアを提供するために、彼らの母語を話し文化を理解した外国にルーツをもつ人々が、重要な役割を担っていくことが期待される。

今号では、在住外国人の健康に関する現状・課題について紹介するとともに、介護と医療分野の二つの事例について取り上げ、今後の保健医療福祉ケアについて検討したい。

特別寄稿

多文化共生時代に求められるケア

長崎県立大学大学院教授・日本グローバルヘルス研究センター長 李 節子

はじめに

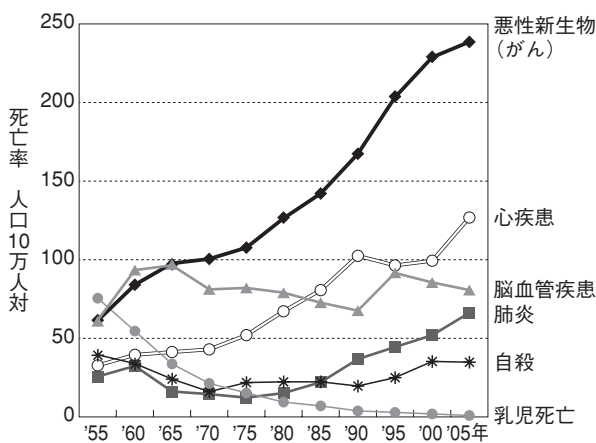
保健医療福祉ケアの本質は国境を越える普遍的業務である。その本来業務に国境はなく、すべての人々の健康に貢献することにある。二世紀に入り、日本社会は着実に多国籍化・多民族化が進んでいる。二〇〇八年、外国人登録者人口は過去最高の二二二万七四二六人、全世界地域一九〇カ国の人々が、日本のあらゆる地域で暮している。総人口に占める人口割合は全国で一・七四%、地域住民の五七人に一人である。いま、健康

在日外国人人口の変遷と健康課題

享受者の対象者が多様化するなかで多文化共生におけるケアのあり方が問われている。

二〇〇五年、日本に暮らす「韓国・朝鮮」国籍（出身者）（以下、在日コリアン）は、日本への移民・生活「二〇〇周年」を迎えた。その子孫は数世代にわたり日本で暮らしている。その生活変遷をみると、まず本国からの「出国」、日本への「来日」「移住」「定住」「永住」、「家族形成」「次世代形成」へと変化している。日本で誕生した子どもたちにとって

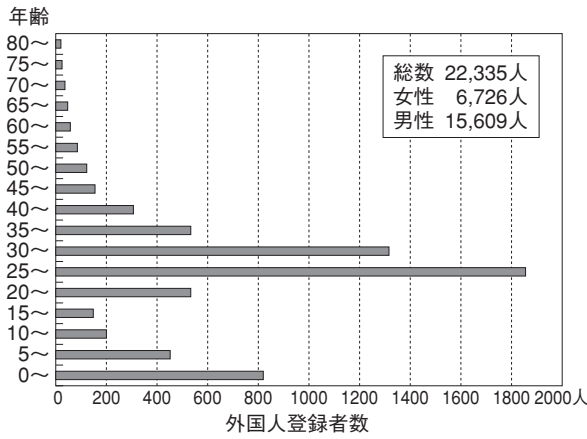
図1:日本における「韓国・朝鮮」国籍（出身者）主要死因の推移



資料：厚生労働省人口動態統計より作成

は、日本（移住国）が、その「母国」である。一九八〇年代後半以降、東南アジア、南米出身者の人口が急増した結果、在日コリアン

図2: 「インド」女性・年齢別分布 (2008年)

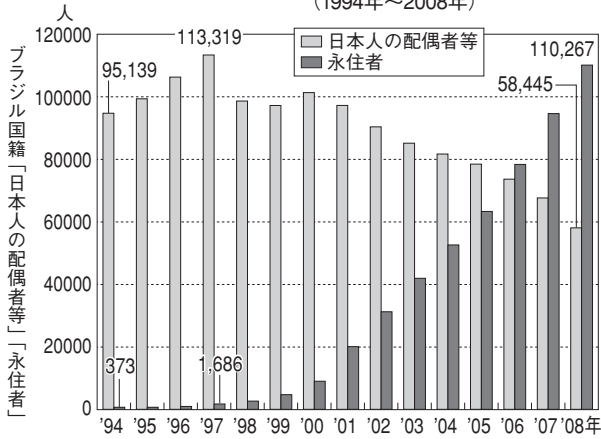


資料: 法務省「在留外国人統計」より作成

アンの外国人登録者総数に占める人口割合は激減した。また日本人同様に高齢化、少子化が急激に進んでいる。その主要死因を分析すると、①悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患が三大死因、②乳児死亡、結核による死亡数の減少、③高齢化に伴って「肺炎」が増加、④「感染症」から「生活習慣病」へと変化、⑤中高年男性の「自殺」が多く、「肝疾患」が主要死因のひとつとなっている。これらの死因構造は、ほぼ日本人と同様である(図1)。

一九九〇年以降、急増した日系人を中心とする「ブラジル」国籍者は、二〇歳代から三〇歳代の生産年齢人口に集中、日本で出生した一五歳未満の子ども人口が年々増加している。五歳未満人口では、外国人登

図3: ブラジル国籍者「日本人の配偶者等」「永住者」の推移 (1994年~2008年)



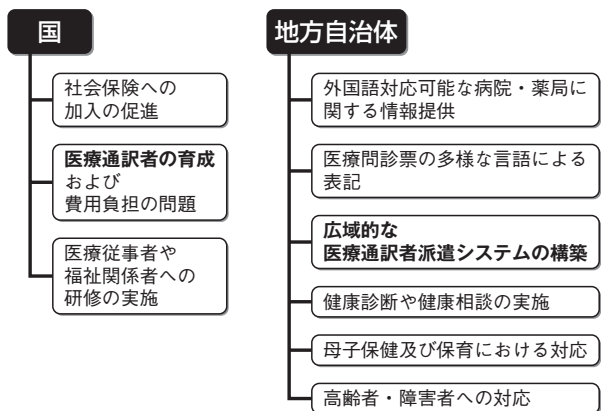
資料: 法務省「在留外国人統計」より作成

録者の中で最も多くを占めている。一九九〇年一八七人であった五歳未満人口は、二〇〇八年二万八四七二人と二五倍以上に増加しており、まさしく、「ベビーブーム」である。

この傾向は、二〇〇〇年に入ってから急増した、IT産業を中心に就労している「インド」国籍者において顕著にあらわれている。その在留資格の中で、最も多いのは、「家族滞在」である。働く男性のみならず、その家族(女性)も多く暮らしており、妊娠出産期にある女性人口と日本で誕生した子ども人口が急増している(図2)。

二〇〇〇年に入り、来日一〇年を超える外国人(日系ブラジル人など)の定住化傾向が顕著である。「永住者」の在留資格を取得する者が急増している(図3)。今後、一九八〇年

図4: 多文化共生の推移に向けて今後必要な取組 (医療・保健・福祉)



資料: 総務省「多文化共生の推進に関する研究報告書」2006年より作成

代に急増した「ニューカマー」と呼ばれる外国人も、その在日年数が長くなることによつて、在日コリアンと同様の人口構成、疾病構造へと変化していくものと予測される。

現在、早急に対策が求められる在日外国人の保健医療福祉の課題は大きく三つに分類される。在日コリアンについては高齢者の保健医療福祉・年金問題、近年、移住した外国人については母子保健と労働衛生、そしてすべての外国人に対しては、マイノリティであること、異文化社会に暮らしていることに起因した精神保健の問題である。

二〇〇六年、総務省は、国として、はじ

多文化共生時代における医療・保健・福祉対策

めて多文化共生推進に向けた提言を行い、今後必要となる医療・保健・福祉対策を提示した(図4)。しかし、現状として外国人対象者に対して、十分な保健医療福祉サービス・ケアが提供されているとは言い難く、多くの課題が残されている。必要とされる具体的な対策としては、①対象者の多様性に対応した柔軟なサポート体制の構築、②支援者側の異文化コミュニケーション能力の向上および国際化に関する知識および人権感覚の育成、③専門的知識と高度な技術を持つ医療専門通訳士の養成と派遣、④多言語保健医療福祉情報の有効性のある配布と活用、⑤地域在住外国籍住民、NPO/NGO、保健医療福祉機関などの機能的連携・協力体制の確立、⑥地方自治体と国の役割分担・財政的保証などが挙げられる。

おわりに

すべての人々には基本的人権としての「健康権」が保障されている。多文化共生時代における豊かなケアを実現するためには何が必要であろうか。まず、ケアする側、ケアを受ける側の相互に存在する「言葉の壁」「心の壁」を乗り越えようとする真摯な気持ちと努力が求められる。

近年、海外で国際保健医療に従事したいと希望する日本人が多くなり、実際に海外で貴重な体験をしてきた医療従事者も数多く帰国している。一方、在日外国人自身の

保健医療福祉従事者・専門家も増えてきている。また国として、海外から日本の保健医療福祉の現場で従事する専門家を受け入れるようになった。それら国際的に多様な

キャリアを持つ人々が協働することによって、日本のよりよい保健医療福祉の実現が可能となっていくであろう。

事例① 外国人住民の介護分野での就労について

～NPO法人可児市国際交流協会の取組み～

はじめに

岐阜県中南部に位置している可児市は県下最大級の工場団地を抱え、在住外国人はその重要な労働力として従事している。最近、特に日系ブラジル人とフィリピン人が増え、在住外国人は市の人口約二〇万人のおよそ六%を占めている。世界的金融危機の余波に揺れ、派遣切りや契約社員の解雇によって苦しい立場に置かれている人が増加するなか、可児市国際交流協会では、人手不足に直面している介護業界への就労を支援すべく、在住外国人を対象とした「介護ヘルパー二級講座(以下、ヘルパー講座)」を実施した。

また今年八月には「地域福祉フォーラム」を開き、長崎県立大学大学院教授・李節子氏による「多文化時代に求められるケア」の基調講演のほか、ヘルパー講座を踏まえたシンポジウムを行った。

「介護ヘルパー二級講座」

二〇〇九年二月から約二カ月間、可児市

多文化共生センター(以下、FREVIEWA)において、在住外国人を対象としたヘルパー講座を開催した。資格取得を果たした受講者は、ブラジル人二人、フィリピン人四人、中国人三人、インドネシア人やエクアドル人各一名で、計二〇名であった。

「工場で働いていた多くの人が、昨年度来の不況の影響を受けて職を失うなど厳しい状況に置かれてしまいました。そんな人たちがスキルを身につけ、自立を支援したいという想いで講座を実施しました。」可児市国際交流協会事務局の中村裕さんはそう話す。

講座の受講費用は県からの助成を受けて一人二万七〇〇〇円。介護施設の他、大学や社会福祉協議会、介護福祉士等の協力も得て、介護に関する講義のほか、実際にFREVIEWA内に介護ベッドを持ちこんだ介護演習や、介護施設での実習を行った。

さらに介護講座以外に、四〇時間の日本語講座の時間を設けた。

「本講座は、日本語の日常会話とひらがな、



↑「介護ヘルパー2級講座」の様子

「今までは車やパソコンの製品検査の仕事をしていました。私はブラジルから日本に移って一五年以上になるので、会話に不自由はありません」

カタカナの読み書きができる人を対象にしました。ですが、やはり介護の専門用語もさることながら、漢字に苦戦する人が多かったようです。今まであまりじっくりと日本語の読み書きを学ぶ機会がなかった人が、四〇時間の講座で学べることには限りがありました。私たちがスタッフは遠回りでも着実にサポートするよう努めました。受講者それぞれが本当に努力してようやく資格を取得できたことで、何らかの自信が生まれたと思います。」

資格取得後でも介護現場への再就職は決して簡単なことではないが、派遣会社の斡旋によらず、自分たちで努力していく場を与えてくれたこの取組の成果は、非常に大きいだろう。

ヘルパー講座受講後、デイサービス施設への再就職を果たした元受講者の一人に話を伺った。

が、漢字で書かれたデイサービス利用者の名前が覚えられず苦労することがあります。ですが、私は母がブラジルで寝たきりになった時に世話をしあげられなかったという経験があるので、母の故郷である日本人たちに恩返しができるこの仕事は、今までのどの仕事よりも一番楽しいです。漢字は確かに難しいですが、ふりがなを書いてもらうなど他のスタッフにも助けてもらいながら、自分でももつと勉強して行きたいです。」と話していた。

地域福祉フォーラム 「在日外国人の健康と地域社会」 ～地域福祉に求められるもの～

二〇〇九年八月一九日(水)、FREVIEW Aにおいて、地域福祉フォーラムが行われた。このフォーラムでは、在住外国人の求めているケアや、在住外国人はどのように介護業界に参画できるかを話し合う場になった。当日は長崎県立大学大学院教授李節子氏による基調講演の後、可児市国際交流協会のヘルパー講座の受講生二名と介護施設運営者二名を交えたパネルディスカッションが行われた。ここでは介護現場に携わる人々の貴重な声を聞くことができた。

・受講生の声

もともと製造業界で働いていた受講生二人は再就職を目指して介護ヘルパー講座に参加した。しかし、受講した二〇名のうち就職が果たしたのは数名であったことから、

不況の深刻さが窺えるだけでなく、今後講座実施主体と就職先が提携していくことが望ましいという意見も。また、受講生が一番苦労しているのは漢字の能力である。「漢字が書けなくても、お年寄りの世話ができるのに……。」と涙声で話したブラジル人受講生は、就職が断られたことに対してなかなか納得がいかない。介護業界で働く意思のある在住外国人が就職できていないにも拘わらず、インドネシアやフィリピンからの看護師・介護福祉士を今年度から誘致するEPA(経済連携協定)が締結されたことも、彼らにとって理解し難いようだ。長年日本で生活し



↑パネルディスカッションの様子

在住外国人は、貴重な戦力となり得る。EPAによる人材の新規受け入れと並行し、現に日本に居住している外国人に対して漢字の習得を含めたより実践的な日本語教室を提供していくことは、今後の課題だといえるだろう。

・介護施設の声

一方、介護施設の職員は人手不足を補う

ために外国人職員の積極的雇用を希望している。現在介護業務に従事する外国人職員は、他の職員と利用者双方から大変評判がよい。ある施設の職員は、利用者の中には外国人ヘルパーに介護されることに抵抗感を持つ人も出てくるのではないかと恐れたが、実際は、逆に利用者がヘルパーに日本語を教えて自然とコミュニケーションを取っていたりするなどしており、予想したような問題は思ったより少ない。しかし、ヘルパーの仕事は患者の具合や提供したケアの記録を残す義務があるので、少なくとも小学校卒業レベルの漢字能力がないとなかなか雇うことができないという現実もある。また、看護師や介護福祉士有資格者の一定人数以上の配置を義務付ける規定があるため、言語のハンディキャップで資格取得が難しい外国人を雇用するには限界があるという。外国人の人材を採用したいという希望と法令の間にはギャップが生じているため、抜本的な制度改革が求められる。

最後に

日本の少子高齢化が進む中、在住外国人の労働力が貴重な財産になり得る。受け入れたい介護施設もあって、働きたい人もいる。今後就労を促進していくために、制度的な制約と在住外国人の能力の両側面には改善の余地があると思われる。介護業界の雇用条件緩和に加え、在住外国人の言語能力等を向上させるため、実用的な日本語講

座の実施など勉強の場づくりも欠かせない。しかし何よりも、在住外国人の潜在的なポテンシャルが現時点で有効利用されていないことを広く周知されることが必要である。この人材を活かすことで、日本の地方の活性化につながるが大いに期待される。

事例② 常勤医療通訳者の活躍から見えるもの

山田産婦人科(愛知県西尾市)を例に

はじめに

日系ブラジル人を中心として、全都道府県の中で東京に次ぎ二番目に多くの在住外国人(外国人登録者数二〇〇八年末現在二二万八四三二人)を抱える愛知県は、医療通訳者を直接雇用する医療機関が比較的多い地域である。愛知県西尾市の医療法人尚志会・山田産婦人科(山田満尚院長)もそのひとつ。山田産婦人科は、愛知県で初めてWHO(世界保健機構)とユニセフ(国連児童基金)からBFH(ベビーフレンドホスピタル)として認定された、母乳育児を推奨する施設である。

言葉と文化の通訳者として

この医院で常駐のポルトガル語通訳として勤務しているのは、鈴木マーガレッチさんと鈴木マリナさん。マーガレッチさんは主に入院患者を、マリナさんは受付から診察ま

ている。在住外国人が単なる「支援される側」だけではなく、「支援する側」になることで、真の多文化共生社会への一歩を築くことができる。

(文責:財)自治体国際化協会支援協力部多文化共生課 マット・ダグラス、小島悠可)

での外来患者の通訳を担当している。二人は通訳以外にも妊婦向けの院内パンフレット翻訳の作業も行っている。来院者の多い土曜日は、ベトナム語の通訳者も勤務しているという。口コミで診療所に通訳者がいることが広がり、今では市外や県外からもブラジル人はじめ多くの患者が来院している。マーガレッチさんが山田産婦人科に勤め出したのは二六年前。当時診療所にはブラジル人の来院者はそれほど多くはなかった。二人は、外国人の来院者が増えるにつれて、通訳業務の重要性が徐々に認識されてきた。二人は、通訳業務を通じて、外国人の来院者が増えるにつれて、通訳業務の重要性が徐々に認識されてきた。

たものの、外国語に興味を持ちポルトガル語を学んでいた院長夫



↑医療通訳者の鈴木マリナさん(左)と鈴木マーガレッチさん(右)

人が接点となり、勤務を開始した。マーガレットさんは元々ブラジルで理学療法士の免許を取得していたが、産婦人科に関する知識は実際に勤務しながら少しずつ身に付けていった。今では通訳業務だけではなく、母親教室や赤ちゃんの沐浴など、医療スタッフの補佐をすることもある。また医療通訳者同士のネットワーク組織であるMINT (Medical interpreter network Tokai) の代表を務め、他の医療通訳者と意見交換を行いながら、医療通訳能力向上のための研修会にも参加している。

「あの病院へ行けば、あの人が通訳してくれる」という常勤の通訳者の存在は、母国とは言葉も文化も異なる日本での出産に不安を感じている人々にとって、大きな安心感を与えてくれる。言葉を言い換えるだけではなく、文化の違いを説明することも重要な役割だ。例えばブラジルでは、診察時一人の患者に対して三〇分ほど時間をかけるのが一般的であるため、日本での診察は短時間で流れ作業のようだと不満を感じる患者も多くいるのだという。そのため通訳する際は日本語の直訳ではなく、日本とブラジルの医療の違いについて注意を加えるようにしているという。またブラジルでは、妊婦でもお腹を出して外を歩くことは一般的なことであるが、日本では逆にお腹を冷やさないように腹巻の着用が良いとされている。このような場合、医学的な説明に日本の風習という一言を加えて説明している。

二人に、診療所で直接雇われる通訳のメリットについて尋ねた。

「そうですね。まず、スタッフとのコミュニケーションが取りやすいです。また実際に雇用されていることで医療機関独自のシステムも理解できるので、患者に対して具体的な説明ができます。」とマーガレットさん。マリナさんも「患者にとっても同じ通訳者と顔を合わせることになるので、繋がりが深まってお互い信頼しやすと思います。通訳が毎回別の人になってしまうと、患者は最初から来院の経緯を話さなくてはならない場合も出てきますから。」と付け加えてくれた。

医療機関通訳として患者と一緒に目線で妊婦さんのケアにあたっているマーガレットさんとマリナさんの元には、他の病院で言葉の壁に困ってこの診療所に助けを求め人もいるという。時には人生相談を持ちかけられることもあるが、文化的な背景も踏まえて相手の主訴を見抜き、より適切な対応を行っている。在住外国人への理解ある診療所の体制と二人のサポートのおかげで、今日も元氣な赤ちゃんが誕生している。

おわりに

「自分たちが通訳として働けるのも、院長はじめスタッフの理解があるおかげ。」と、二人は口をそろえる。実際、医療機関で通訳者を常勤雇用することは、特に在住外国人があまり多くない地域では、資金面の問題もあり非常に困難なのが現実だ。

内容がさほど複雑でない場面では、多言語会話集や多言語問診票の利用、患者や医師自身の会話能力

によって意思疎通が図られることがあるものの、重篤な病気の説明や入院、出産といった場面では、適正な医療を提供することは難しい。

医療通訳は、医療用語の特殊性や患者の命に直接関わる可能性から、専門の訓練が必要不可欠となる。一部の医療機関やNPO/NGO・国際交流協会等により、医療通訳者の養成・派遣が行われているが、そのような取組を行う団体がいない地域や、遠隔地のため通訳派遣が困難な地域も多くある。

通訳への理解や必要性が今まで以上に医療従事者全体に認識されていくとともに、医療通訳行為に対する診療報酬への点数加算等、今後公的支援制度が確立され、言語の違いによらず等しくケアが行われることが必要である。

(文責：財)自治体国際化協会支援協力部多文化共生課 小島悠可



↑ 愛知県西尾市にある山田産婦人科